

6. 政務活動費の情報公開

政務活動費の使途の透明性の確保

政務活動費交付制度創設に関する地方自治法の改正に当たり、起草案趣旨説明において、「地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、議会における会派等に対する調査研究費等の助成を制度化し、あわせて、情報公開を促進する観点から、その使途の透明性を確保することが重要になっております。」と述べられている。

平成19年の条例改正は、政務活動費に係る領収書等の公開という懸案事項を焦点としながらも、政務活動費の使途の透明性をいかに高めるかという観点から、全面的な検討を行っており、情報公開が要を成すと言える。この認識を基本において、政務活動費の交付に係る公表及び公開に関する取扱要領を定め、さらなる情報公開に努めるものとする。

政務活動費に係る情報の公表

- ⑦ 会派共用費の届出内容は、条例施行規則第6条の規定に基づき、別に様式を定め、公表するものとする。
- ⑧ 議員及び会派共用費を徴収した会派から提出される政務活動費収支報告書及び会派共用費収支報告書は、その写しを公表する。
- ⑨ 政務活動費の事務手続き、政務活動費（会派共用費も同じ）の経費使途区分の運用指針、政務活動費に関する要領は、全て公表する。

政務活動費に係る情報の公開

- ⑦ 議員から提出される政務活動費収支報告書に添付されている領収書等の証拠書類（会派共用費を徴収した会派から提出される会派共用費収支報告書に添付されている領収書等の証拠書類についても同じ。）の情報公開については、市の情報公開窓口における公開手続きによって対応する。ただし、この取り扱いは、対応の窓口を一つとして事務手続き等の合理化を図る趣旨であるので、請求がなされた場合、議会は速やかに対応するものとする。
- ⑧ 収支報告書に添付する領収書等の証拠書類とは、a. 会計帳簿、b. 政務活動費（会派共用費）支出書及び当該支出に係る領収書又は政務活動費（会派共用費）支払証明書（領収書を徴しえない場合）、c. 別に定める政務活動費の交付に関する事務処理要領において作成を義務付けられ収

支報告書に添付することとなる文書であって、いずれも原本とする。

- ㊦ 領収書等の記載事項は、原則として公開すべきものである。ただし、議員又は会派が情報公開条例に基づき非開示とするとの判断される場合、次のように取り扱うことにする。

a. 議員又は会派は、収支報告書の提出時に当該文書の写しを取り、そのうち非開示と判断される箇所に墨消しを施し、その文書の余白に非開示と判断された条例に基づく理由を明記して、墨消しのない原本とあわせて議長に提出する。

b. 議長は、議員又は会派が墨消しをした文書を参考にして、情報公開の判断をするものとする。

- ㊧ 今後、口座振替やクレジットカードによる支払いなど、キャッシュレス化がますます進むことが予想され、領収書を徴することなく支払いに係る預金通帳の当該支払部分の写しやクレジットカード利用明細書等を添付した支払証明書をもって領収書に替えることが想定される。その場合、預金通帳等の以下のような内容は非開示と判断されることが考えられる。

a. 口座番号、b. 政務活動費を充てた経費以外の支出に係る記載部分、c. クレジットカード利用明細書のうち政務活動費を充てた経費以外の支出に係る記載部分など。

なお、この場合の非開示の取り扱いも、前㊦の非開示の取り扱いと同様とする。

- ㊨ 政務活動費の交付に関する事務処理要領に基づき届出がなされる使用電話番号のうち携帯電話の番号については、非開示とされてもよいと考えられる。そこで、届出のとき、議会事務局より議員に対して、開示とされるか非開示とされるかの確認を求めるものとする。